

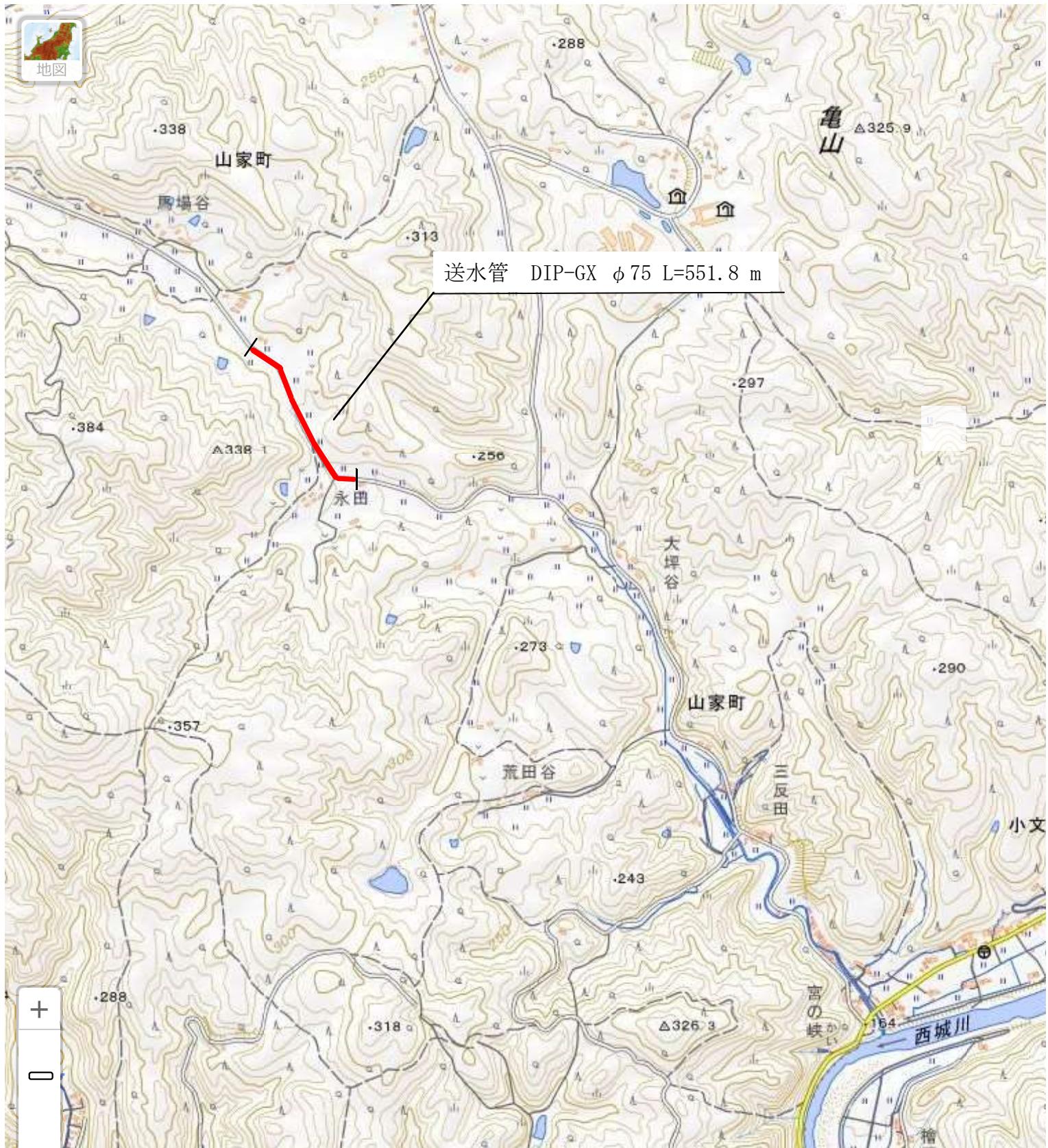
令和5年度

設計第 80 号

山家地区送水管布設工事（1工区）仕様書

県名	広島県
地区名	三次市
所在地	三次市 山家町 地内
事業主体	広島県水道広域連合企業団三次事務所

位置図



仕 様 書

1. 本地区の工事仕様書は広島県土木工事共通仕様書(令和5年8月)（以下「共通仕様書」という。）及び日本水道協会発刊の水道工事標準仕様書（2010）（以下「標準仕様書」という。）による。
2. 工事施工にあたり、設計書・図面及び仕様書について疑義を生じたときは監督員に協議し指示を受けること。
3. 受注者は、本工事の施工方法及び作業工程並びに図面の作成を行う。また必要な仕様書などについては現場内に2部以上用意すること。
4. 工事関係区域内の地元周知、交通規制及び安全施設等は、受注者において責任を持って対応すること。また、関係区域内における一般車両の通行車線及び歩行者通路については、常に維持補修を行い円滑な通行を確保すること。（必要に応じて夜間照明等設置すること。）
5. 工事期間中に通行止めを実施する場合は、関係機関及び地元住民と十分協議すること。また実施1週間前には予告看板等でわかりやすく第三者に周知すること。（関係機関及び地元住民には、必要に応じて個別にビラ等を配布して、周知を徹底すること。）

6. 現場内の作業においては、施工計画書に示す安全管理の指針とその方法に基づいて、万全の配慮のもとに安全な施工を行わなければならない。工事区域はもとより、関係道路沿線は常にパトロール及び維持補修を行い、地域住民や一般交通への安全を十分図ること。
7. 工事期間中、工事現場内やその運搬経路の途中で、必要な保安措置を怠ったために第三者などに被害を与えた場合は、受注者の責任により解決するものとする。
8. 本工事の工期は、検査期間として14日間を見込んでいる。
9. 河川漁業に影響を与える恐れのある工事については、工事着手前に濁水対策施設等の施工について、漁業組合の同意を得て、その写しを監督員に提出すること。

配管工事特記仕様書

設計番号：設計第80号

工事名：山家地区送水管布設工事（1工区）

工事場所：三次市山家町 地内

令和5年度

広島県水道広域連合企業団 三次事務所

配管工事特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

(1) 本工事は、三次市が配水管布設を請負工事で施工するものである。配管工事の施工は、広島県土木工事共通仕様書(令和5年8月)(以下「共通仕様書」という。)並びに、日本水道協会発刊の水道工事標準仕様書(2010)(以下「標準仕様書」という。)及び本特記仕様書によるものとする。

(2) 設計書、図面及びこの特記仕様書に記述された事項は、他の共通仕様書内容に優先する。

第2条 他請負工事との協議調整

第3条 工事中の損傷事故とその復旧

工事施工中には、周辺の物件等に損傷を及ぼさないよう留意するとともに、損傷を与えた場合には、速やかに監督員に報告する。復旧に要する費用の一切は受注者の負担とする。

第2章 配管工事

第4条 使用水圧

設計水圧は、水道標準規格に相当する $P = 0.75 \text{ Mpa}$ とする。

第5条 使用材料

- (1) 本工事に使用する主な配管材料は、日本水道協会またはJIS規格品であること。現場搬入に際しては日本水道協会の検査合格を証明できるものでなければならない。
- (2) 上記規格ないものは、あらかじめ見本及び承認図を提出し、監督員の承認を得なければならない。また、資材の一部には当方の指定する製品が含まれている。

第6条 配管工事の工程

工事の施工は、管の床掘、据え付け接合、埋戻し、舗装復旧までの一連作業を1日の作業時間内で終える計画とすること。

第7条 堀削土の処分

別紙、特記仕様書1のとおりとする。

第8条 水圧試験

配管工事完了後、管の充水・洗管を行い、水圧試験を行う。この試験水圧並びに保持時間、試験結果の良否の判定要項は当方において指示する。

特記仕様書 1

1. 当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分場（「広島県土砂の適正処理に関する条例」に係る土砂埋立許可施設）へ搬出するものとし、次の処分先を見込んでいる。

(1) 受入地 (有) ウエムラ設備東山区内建設発生土受入地

三次市山家町字東山 595-1

(2) 運搬距離 2.5 キロメートル

(3) 受入条件 月曜日～日曜日 6:00～20:00

第1種～第3種建設発生,含水率70%以下

(4) 受入費用 砂・砂質土・礫質土 2,000円／m³

(5) 提出調書等 提出を義務付ける

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により建設発生土処分場への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

特　記　仕　様　書　　2

1. 本工事の交通誘導員 114 人を見込んでいる。